

中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金 (原油価格・物価高騰等影響枠)

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格・物価高騰等に伴う更なる経済環境の変化に対応するため、変革にチャレンジする道内の中小企業者等が行う、新分野展開や新商品開発、原材料コスト抑制等の取組、各種販売促進の取組など、新たな取組に係る経費の一部を補助します。

制度概要

対象者

中小企業者※1（フリーランス※2含む）及びNPO法人※3

- ※1 中小企業基本法第2条に規定する中小・小規模企業者で、道内に本店（個人事業主は住所）を有するもの
- ※2 自身の収入を証明できるもの
- ※3 道内に主たる事務所を有するもの

売上要件

2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高（又は付加価値額）が、2019年から2021年の同3か月の合計売上高（又は付加価値額）と比較して10%（付加価値額の場合は15%）以上減少していること。

対象となる取組

- 【経営改善枠】新分野展開、業種転換、新商品開発などの取組、原材料コスト抑制等の取組
- 【販売促進枠】販路開拓や販促活動等の取組

申請区分・補助額・補助率等

下記申請区分のうち、いずれかを選択し申請

区 分	経営改善枠	販売促進枠
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新分野展開、事業転換、業種転換 ・新商品の開発または生産 ・新役務の開発または生産 ・商品の新たな生産または販売の方式 ・役務の新たな提供方式の導入 ・原材料コスト抑制等の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓等の取組 ・販促活動の取組
補助金額	50万円～100万円 ※デジタル技術を活用した原材料コスト抑制等に資する取組を含む場合、上限300万円	上限30万円
補助率	3/4以内	3/4以内

受付期間

2022年8月1日(月)～2022年9月9日(金)（予定） 当日消印有効

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課経営支援係
TEL：011-204-5331

米国市場をターゲットにした道産食品輸出促進事業

米国市場への参入を目的とした実践的な研修会の開催、米国バイヤーとの商談会の開催、テスト販売を通じて、米国市場をターゲットにした道産食品の輸出促進に向けた取り組みを実施します。

制度概要

1 米国市場参入実践研修会の開催

米国への道産食品の輸出及び現地小売店や飲食店での販路拡大に関心のある企業を対象として、米国市場の現状や消費者ニーズ、米国への輸出手続きや輸出規制、オンライン商談における商品の売り込み方などのスキル獲得等について、初心者向けの研修会とワークショップを開催します。**(8月上旬募集開始予定)**

2 オンライン商談の実施

上記研修会に参加いただいた企業を中心に、オンライン商談を実施予定です。事前のサンプル送付や企業・商品の説明動画等の活用支援など、成約に向けた商談サポートも実施予定ですので、研修会への参加と併せてご検討ください。

※取扱条件がありますので、希望される商品の全ての掲載・出品をお約束するものではありません。

3 道産食品のテスト販売の実施

上記研修会で学んだことを実践で活かせるよう、米国西海岸(カリフォルニア州)にある現地小売店等で、テスト販売を実施します。

BtoCでの小ロット販売になりますので、米国での販売に関心がありましたら、ぜひご相談ください。

※取扱条件がありますので、希望される商品の全てを販売できるわけではありません。

【お問合せ先】

北海道経済部経済企画局国際経済課経済交流第一係
TEL：011-204-5342

中国の新たな市場をターゲットとした道産品販路拡大事業

北海道の認知度が高く14億人の市場規模がある中国市場をターゲットに、道産品の定着と食を中心とした輸出額の増加に向け、講座や展示商談会、オンライン・オフラインでのテスト販売等の取組を実施します。

制度概要

1 中国市場向け輸出講座の開催(全5回)

中国のマクロ経済情勢、上海市や免税特区となる海南島の市場状況、輸出の諸規制、信用調査・知的財産、現地バイヤー目線での中国輸出戦略、マーケティング手法など、基礎情報から販路拡大に向けたスキルアップまで、全5回の講座を開催します。**7月下旬より受講者募集開始の予定**です。

2 中国EC市場でのテスト販売

中国最大のSNS“WeChat”上に開設されている道産品特販ECサイト“北海道館”でのテスト販売を実施します。

BtoCでの小ロット販売になりますので、中国での御社商品の始めの一步として、関心がありましたら、ぜひご相談ください。

※取扱条件がありますので、希望される商品の全てを販売できるわけではありません。

3 SIAL上海(大型展示商談会)でのPR・商談

中国最大の食品見本市であるSIAL上海(12月7日～9日予定)に北海道ブースを出展する予定です。

上記の「1中国市場向け輸出講座」の参加企業様は、条件が合えば、頒布するカタログへの商品掲載、参加する輸出商社とのマッチング支援、会場での商品PRへのご参加を案内いたしますので、講座への参加と併せてご検討ください。

※取扱条件がありますので、希望される商品の全ての出展をお約束するものではありません。

4 中国現地小売店舗でのテスト販売

中国都市部のショッピングモールや百貨店等で道産品フェア(テスト販売)を実施する予定です。

上記の「1中国市場向け輸出講座」の参加企業様は、条件が合えば、テスト販売にご参加いただけますので、講座への参加と併せてご検討ください。

※取扱条件がありますので、希望される商品の全ての出品をお約束するものではありません。

【お問合せ先】

北海道経済部経済企画局国際経済課経済交流第一係

TEL: 011-204-5342

道市連携海外展開推進事業費 (リベンジ消費拡大に向けた海外販路構築事業費)

海外におけるリベンジ消費拡大に向け、ASEAN（シンガポール、タイ）・台湾・香港を対象に、札幌市と連携し、現地関係機関や企業等とのネットワークを活用し、道産品（食品・化粧品・工芸品等）の海外展開を支援します。

制度概要

1 オンライン商談

道産品に関心を有するバイヤーとのオンライン商談を設定し、サンプル品送付や商談資料作成、通訳等の支援を行います。

- 対象市場:シンガポール、タイ、香港、台湾
 - 実施時期:令和5年2月末までの間に随時個別オンライン商談を設定
 - フォローアップ項目:継続商談の実施や輸出手続等を支援
 - 留意事項:バイヤーが関心を示した際に商談実施となるため、参加しても商談に至らない場合あり。
- ※参加申込方法等、詳細については8月以降案内予定。

2 輸出展開手法の検討

- 対象市場:シンガポール、タイ、香港、台湾
 - 実施時期:令和4年8月～9月及び令和5年1月～2月を予定
 - 実施予定内容:各市場の専門家を交え、現地ニーズを踏まえた輸出戦略・手法の検討を実施
- ※参加申込方法等、詳細については8月以降案内予定。

3 民間事業者主催北海道フェア等の取組支援

- 実施予定内容:対象市場の現地事業者（フェア等を主催する百貨店、小売店、飲食店等）に対し、1, 2に参加した企業の道産品を提案し、道産品の実践販売の場を創出する
 - 実施時期:令和5年2月末までの間に随時提案を実施
- ※参加申込方法等、詳細については8月以降案内予定。

参考 関連HP(受託事業者公募情報)

- <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/117860.html> (上記1及び3)
- <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/117862.html> (上記2)

【お問合せ先】

北海道・札幌市海外拠点連携協議会 事務局（北海道経済部経済企画局国際経済課）
TEL：011-204-5342

道市連携海外展開推進事業費

(SDGsなど世界共通課題の解決に取り組む海外展開企業支援事業)

SDGsの趣旨を踏まえ、「ゼロカーボン北海道」や「デジタル先進地・北海道」の実現に向けASEAN、中国市場をターゲットに、札幌市と連携しながら道内企業が有する技術・ノウハウの海外展開を支援します。

制度概要

1 道内企業の募集・選定

脱炭素化やデジタル化に資する分野に係る技術やノウハウ、工業製品等を有し、海外企業への供与や海外企業の先進的な取組を取り込んでいきたいと考えている道内企業を広く募ります。(8月中旬頃募集開始予定)

※選考がありますので、希望される全ての方が参加できるわけではありません。

2 PR動画の作成・プレゼンテーションのオンライン配信

上記1で選定した道内企業のPR動画を作成し、道内企業が自社の技術・ノウハウを対象国・地域の企業に対し紹介するプレゼンテーションのオンライン配信を実施します。

3 国際ビジネス商談の開催

上記1で選定した道内企業の海外展開を促進するため、道内企業と対象国・地域の企業との商談をオンラインで実施します。

4 商談後のフォローアップ

商談終了後、道内企業及び対象国・地域の企業に対しアンケートを実施し、商談が進みそうな道内技術等のフォローアップを図ります。

※商談後のフォローアップについては、予算の制約上、商談が進みそうな2社程度の企業に対して行うこととさせていただきます。

参考 関連HP

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/117421.html>

【お問合せ先】

北海道・札幌市海外拠点連携協議会 事務局（北海道経済部経済企画局国際経済課）

TEL：011-204-5342

水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業

不漁による影響に加え、コロナ禍の長期化等により、とりわけ厳しい状況にある水産加工関連事業者の経営基盤の強化や生産性向上を図るため、専門家派遣等による伴走型集中支援を実施しています。

制度概要

◆事業内容

【概要】

衛生管理、商品開発や販路開拓、生産性の向上など、経営改善に取り組む水産加工関連事業者の皆様に対して、専門家を派遣し、集中的かつ継続的な指導助言を行います。

【対象者】

次の各要件に合致する道内の中小企業者が対象となります。

- 道内に主たる事業所を有する中小企業支援法第2条に該当する中小企業者等であること
- 水産品の加工、保管、輸送、販売および水産品の加工、保管、輸送、販売に要する機械設備、容器等の製造、販売（取付工事等を含む）等を行う水産加工関連事業者であること。

【募集期間】

令和4年4月12日から令和5年1月末日迄

※募集期間を変更する場合があります。また、応募が定数に達した場合は募集を終了します。

【申込方法】

「経営健康診断問診票」を下記のお申し込み先に提出してください。

様式はこちらのページからダウンロードをお願いします。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/109069.html>

【専門家】

申込者の相談内容を踏まえて、専門家を選定、派遣します。

【費用負担】

派遣費用は無料です。専門家の派遣に要する謝金及び旅費も不要です。

◆お申し込み・問い合わせ先

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階

公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター

担当：経営支援部 佐々木(貢)、加藤、浜田

TEL 011-232-2402(直通)

FAX 011-232-2011

URL <https://www.hsc.or.jp>

E-mail suisan@hsc.or.jp

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課経営支援係

TEL：011-204-5331

飲食店利用促進支援事業 (ほっかいどう認証店応援キャンペーン)

第三者認証店を対象としたプレミアム付食事券（ほっかいどう認証店応援クーポン）を発行し、外食需要を喚起するとともに、感染対策が徹底されている飲食店の事業継続の下支えを図る。

制度概要

1 発行総額

35億円 [発行冊数：70万冊（紙クーポン：50万冊、電子クーポン：20万冊）]

2 販売額・額面

①販売額：4,000円

②額面：5,000円（プレミアム率：25%）

3 販売期間・利用期間

①販売期間：令和4年8月～令和4年11月30日(水)

※原則1人1回あたり8,000円(2冊)まで購入可能（完売次第、販売終了）

②利用期間：令和4年8月～令和5年1月31日(火)

4 利用対象店舗

キャンペーンに参加した第三者認証店

キャンペーンへの参加登録

①道の電子申請システムで、7月19日まで、参加登録を受け付けます。

なお、7月20日（予定）から、参加登録は専用ホームページに移行します。

キャンペーンの参加登録は、随時受け付けます。

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=2LxFBrbp>



②登録情報に誤りがあった場合は、振込等で支障が出る可能性がありますので、十分に内容を確認の上、申請をお願いします。

認証を取得していない飲食店の皆様へ

①クーポンの利用対象店舗となるためには、第三者認証を取得の上、キャンペーンへの参加登録が必要です。

②通常、第三者認証の取得には、一定の期間（7～10日）を要します。

※認証の制度や取得についてはこちら【北海道飲食店感染防止対策認証制度HP】<https://do-safety.jp/>

その他特記事項

※クーポンの販売店等、キャンペーンの詳細については、7月下旬に開設する専用ホームページにてお知らせいたします。それに合わせて、キャンペーンへの参加登録は、専用ホームページに移行します。また、専用ホームページとともに、コールセンターを開設します。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、キャンペーンの内容を変更させていただく可能性があります。

【お問合せ先（7月下旬まで）】

◆第三者認証制度コールセンター TEL：0570-783-816（平日 9:00～18:00）

【お問合せ先】

北海道経済部経済企画局経済企画課第三者認証担当

TEL：011-206-6197

交通事業者利用促進支援事業 (ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン)

交通事業者が発行する乗り放題乗車券やクーポン券等について、利用者が購入する際の費用の一部を道が負担することにより、活動自粛で失われた交通需要の喚起や道内周遊の促進を図るとともに、道内の交通事業者による新北海道スタイルの推進を図ります。

制度概要

【事業内容】

「新北海道スタイル」の構築に協力する道内の交通事業者（鉄道、バス、タクシー、フェリー、航空）が発行する割引乗車券等について、その割引相当額を補助。

【補助対象者】

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に取り組む、公共交通を担う交通事業者等とする。ただし、公営企業を除く。

【補助対象経費等】

交通事業者が発行する乗車券等の割引相当額、PR経費等
＜割引相当額等＞

- ・一事業者単独 30%以内
- ・複数交通モードの連携 50%以内

【事業実施期間】

令和2年7月～令和5年1月

【割引乗車券等の販売期間】

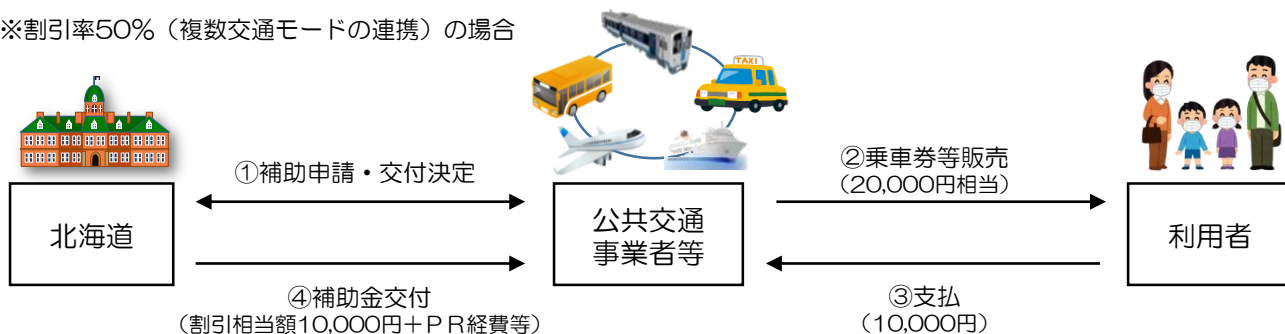
最長で令和4年12月末まで

※ 各交通事業者は補助金の上限に達した場合、販売期間中でも販売を終了

※ 使用期限は各交通事業者の設定による（最長で令和5年1月末まで）

【事業スキーム】

※割引率50%（複数交通モードの連携）の場合



【お問合せ先】

北海道総合政策部交通政策局交通企画課
TEL：011-204-5333

生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前の段階の生活困窮者への支援の充実・強化を図るため、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法により実施しています。

制度概要

1 自立相談支援事業

(1) 支援対象者

「働きたくても働けない」、「住むところがない」、「家賃を払えない」など、失業などで生活にお困りの方で生活保護を受給されていない方が対象となります。

(2) 支援内容

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

2 住居確保給付金

(1) 制度概要

失業などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をする事などを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

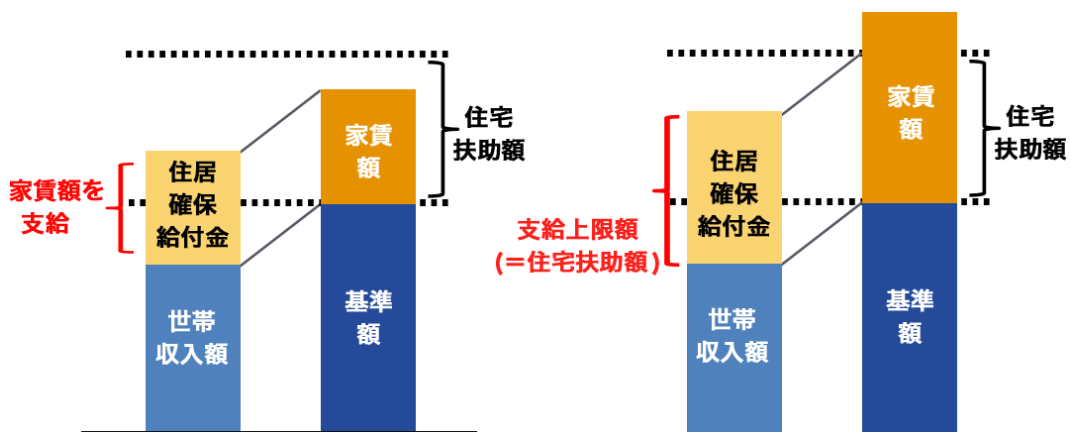
生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

(2) 支給要件(以下の①～⑥の全てに該当する場合のみ対象です)

- ① 離職、廃業後2年以内であること、または個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職、廃業と同程度まで減少していること
- ② 申請者が世帯の生計を主として維持していること
- ③ 「世帯の収入月額」・「金融資産の合計」がいずれも基準以下
- ④ 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ⑤ 他の類似給付等を受けていないこと
- ⑥ 暴力団員でないこと

(3) 支給額

- 世帯収入額が基準額以下の場合 → 家賃額を支給(ただし、住宅扶助額が上限)



- 世帯収入額が基準額を超える場合 → 基準額 + 家賃額 - 世帯収入額を支給(ただし、住宅扶助額が上限)

【お問合せ先】

町村にお住まいの方は管内の道の振興局の、市にお住まいの方は各市の自立相談支援機関にご相談ください。詳しくは、「自立相談支援機関相談窓口一覧」をご覧ください。

道ホームページ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/seikatsukonkyuu.html>

既に緊急小口資金及び総合支援資金（初回）まで終了し、特例貸付を利用できないものの、依然として生活に困窮している方々の生活再建を支援するため、対象となる世帯に対して支援金を支給します。

制度概要

1 支給対象世帯（以下の①～⑥の全てに回答する場合のみ対象です）

- ① 緊急小口資金及び総合支援資金（初回）を終了していること
- ② 「世帯の収入月額」・「金融資産の合計」がいずれも基準以下
- ③ 受給中、求職活動を行うこと
- ④ 申請者が世帯の生計を主として維持していること
- ⑤ 生活保護や職業訓練受講給付金を受給していないこと
- ⑥ 偽りその他不正な手段により再貸付の申請をしていたり、暴力団員ではないこと

2 支給額・支給期間

世帯員数	月額の支給額	支給期間
単身世帯	6万円	3か月間
2人世帯	8万円	
3人以上世帯	10万円	

3 支給のための手続き

お住いの市町村ごとの申請窓口への申請が必要です。生活福祉資金特例貸付を借り終えた方に個別に申請手続きについて御案内をしております。

申請期限：令和4年8月31日

4 申請に必要な書類

- ① 支給申請書及び申請時確認書
- ② 住民票の写し
- ③ 総合支援資金（初回）等の終了の確認書類の写し
- ④ 収入関係書類
- ⑤ 金融資産関係書類
- ⑥ 生活保護関係書類（生活保護を申請中の方のみ）
- ⑦ 振込口座関係書類

【お問合せ先】

市部にお住まいの方 →各市の担当窓口もしくは厚生労働省コールセンター（0120-46-8030）
町村部にお住まいの方→北海道保健福祉部福祉局地域福祉課 TEL：011-231-4111（内線 25-637）
道ホームページ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/coronaiiritusienkin.html>

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、国から「子育て世帯生活支援特別給付金」、道から「北海道子育て世帯臨時特別給付金」を支給します。

制度概要

(1) 支給対象者

- ① 低所得のひとり親世帯(児童扶養手当受給者等)
- ② その他低所得の子育て世帯
(令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯)

(2) 支給額

- ① 国の給付金 児童一人当たり 一律5万円
- ② 道の給付金 児童一人当たり 一律1万円

(3) 給付について

- ① 低所得のひとり親世帯
 - ・ 令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方については、申請不要で受け取ることができます。
(児童扶養手当の受給口座に振り込み)
 - ・ 直近で収入が減少した方、公的年金等を受給しているため令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方は、申請が必要です。
- ② その他低所得の子育て世帯
 - ・ 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税が非課税の方は、申請不要で受け取ることができます。
(児童手当または特別児童扶養手当の受給口座に振り込み)
 - ・ 高校生のみ養育している世帯や直近で収入が減少した世帯等については、申請が必要です。

【お問合せ先】

北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課
TEL：011-206-6328